

ふくしま食の安全・安心推進会議設置要綱

(設置)

第1条 県民の健康を保護するため、関係機関相互の連携の強化を図り、生産から消費に至る食の安全と安心の確保を目的として、ふくしま食の安全・安心推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 食の安全・安心に関する基本方針の策定
- (2) 食の安全・安心に関する対策プログラムの策定及び進行管理
- (3) 食の安全に関する普及啓発
- (4) その他、食の安全・安心の確保に必要と認められること。

(組織)

第3条 推進会議は、議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長は、第2順位副知事の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 議長は、推進会議を主宰する。

- 2 議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、必要に応じて議長が招集する。

- 2 議長が必要と認めるときは、委員以外の者に推進会議への出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 推進会議に幹事会を置き、推進会議に付議する議案を審議する。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事長は、福島県保健福祉部次長（健康衛生担当）の職にある者をもって充てる。

(ワーキング会議)

第7条 幹事会にワーキング会議を置き、推進会議の所掌事項について具体的な調査検討を行う。

- 2 ワーキング会議は、別表3に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 座長は、福島県保健福祉部食品生活衛生課長の職にある者をもって充てる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、福島県保健福祉部食品生活衛生課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成14年6月19日から施行する。
- 2 福島県食品安全推進庁内連絡会議設置要綱（平成13年3月13日施行）は、廃止する。

附則

この要綱は、平成15年4月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

推進会議委員

機関名	職名
福島県	直轄理事(兼)安全管理監 生活環境部長 保健福祉部長 商工労働部長 農林水産部長 教育長
郡山市	保健福祉部長
いわき市	保健福祉部長

別表2 (第6条関係)

幹事会

部局等名	職名	
福島県	知事直轄	総合安全管理課長
	生活環境部	消費生活課長 原子力安全対策課長 自然保護課長 水・大気環境課長
	保健福祉部	次長(健康衛生担当) 保健福祉総務課長 健康増進課長 地域医療課長 食品生活衛生課長 薬務課長
	商工労働部	産業創出課長
	農林水産部	農業振興課長 環境保全農業課長 農産物流通課長 水田畑作課長 園芸課長 畜産課長 水産課長 林業振興課長
	教育庁	健康教育課長
郡山市	保健福祉部	保健所長
いわき市	保健福祉部	保健所長

別表3 (第7条関係)

ワーキング会議

部局等名	職名
別表2に掲げる部局等	福島県保健福祉部食品生活衛生課長及び別表2に掲げる課等に所属する主幹、副課長又は主任主査。 ただし、郡山市保健福祉部及びいわき市保健福祉部にあつては、生活衛生課長。

新旧対照表

新

旧

ふくしま食の安全・安心推進会議設置要綱

福島県食品安全推進会議設置要綱

(設置) 県民の健康を保護するため、関係機関相互の連携の強化を図り、生産から消費に至る食の安全と安心の確保を目的として、ふくしま食の安全・安心推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(設置) 県民の健康を保護するため、関係機関相互の連携の強化を図り、生産から流通、消費に至る食品安全確保の推進を目的として、福島県食品安全推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務) 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。
第2条 食品安全・安心に関する基本方針の策定
(1) 食品安全・安心に関する基本方針の策定
(2) 食の安全に関する普及啓発
(3) 食の安全に関する普及啓発
(4) その他、食の安全の確保と安心の確立に必要なと認められること。

(所掌事務) 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。
第2条 食品安全・安心に関する基本方針の策定
(1) 食品安全・安心に関する基本方針の策定
(2) 食の安全に関する普及啓発
(3) 食の安全に関する普及啓発
(4) その他、食品の安全確保に必要なと認められること。

(組織) 第3条 推進会議は、議長及び委員をもって組織する。
第2条 議長は、第2副知事のある者をもって充てる。
第3条 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(組織) 第3条 推進会議は、議長及び委員をもって組織する。
第2条 議長は、副知事をもって充てる。
第3条 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務) 第4条 議長は、推進会議を主宰する。
第2条 議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名する者が、その職務を代理する。
(会議) 第5条 推進会議の会議は、必要に於いて議長が招集する。
第2条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者に推進会議への出席を求められることができる。

(職務) 第4条 議長は、推進会議を主宰する。
第2条 議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名する者が、その職務を代理する。
(会議) 第5条 推進会議の会議は、必要に於いて議長が招集する。
第2条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者に推進会議への出席を求められることができる。

(幹事会) 第6条 推進会議に幹事会を置き、推進会議に付議する議案を審議する。
第2条 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
第3条 幹事長は、福島県保健福祉部次長(健康衛生担当)の職にある者をもって充てる。

(幹事会) 第6条 推進会議に幹事会を置き、推進会議に付議する議案を審議する。
第2条 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
第3条 幹事長は、福島県保健福祉部次長(健康衛生担当)の職にある者をもって充てる。

第7条 幹事会にワーキング会議を置き、推進会議の所掌事項について具体的な調査検討を行う。
ワーキング会議は、別表3に掲げる職にある者をもって充てる。
第2条 座長は、福島県保健福祉部食品生活衛生課長の職にある者をもって充てる。

第7条 幹事会にワーキング会議を置き、推進会議の所掌事項について具体的な調査検討を行う。
ワーキング会議は、別表3に掲げる職にある者をもって充てる。
第2条 座長は、福島県保健福祉部食品生活衛生課長の職にある者をもって充てる。

(庶務) 第8条 推進会議の庶務は、福島県保健福祉部食品生活衛生課において処理する。
(その他) 第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。

(庶務) 第8条 推進会議の庶務は、福島県保健福祉部食品生活衛生課において処理する。
(その他) 第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。

- 附則 1 この要綱は、平成14年6月19日から施行する。
- 附則 2 福島県食品安全推進行内連絡会議設置要綱(平成13年3月13日施行)は、廃止する。
- 附則 この要綱は、平成15年4月10日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成16年4月26日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成17年4月22日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成18年4月21日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

- 附則 1 この要綱は、平成14年6月19日から施行する。
- 附則 2 福島県食品安全推進行内連絡会議設置要綱(平成13年3月13日施行)は、廃止する。
- 附則 この要綱は、平成15年4月10日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成16年4月26日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成17年4月22日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成18年4月21日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係) 推進会議委員

機関名	職名
福島県	直轄理事(兼)安全管理監 生活環境部長 保健福祉部長 商工労働部長 農林水産部長 教育長
郡山市	保健福祉部長
いわき市	保健福祉部長

別表1 (第3条関係) 推進会議委員

機関名	職名
福島県	直轄理事(兼)安全管理監 生活環境部長 保健福祉部長 商工労働部長 農林水産部長 教育長
郡山市	保健福祉部長
いわき市	保健福祉部長

別表2 (第6条関係) 幹事会

部局等名	職名
福島県	総合安全管理課長 消費生活課長 原子力安全対策課長 自然保護課長 水・大気環境課長
保健福祉部	次長(健康衛生担当) 保健福祉総務課長 健康増進課長 地域医療課長 食品生活衛生課長 薬務課長
商工労働部	産業創出課長
農林水産部	農業振興課長 環境保全農業課長 農産物流通課長 水田畑作課長 園芸課長 畜産課長 水産課長 林業振興課長
教育庁	健康教育課長
郡山市	保健福祉部 保健所長
いわき市	保健福祉部 保健所長

別表2 (第6条関係) 幹事会

部局等名	職名
福島県	総合安全管理課総合安全管理課長 生活環境総室消費生活課長 環境保全総室水・大気環境課長
保健福祉部	保健福祉総室保健福祉総務課長 健康衛生総室健康増進課長 健康衛生総室地域医療課長 健康衛生総室食品生活衛生課長 健康衛生総室薬務課長
商工労働部	産業振興総室産業創出課長
農林水産部	農業支援総室循環型農業課長 生産流通総室農産物安全流通課長 生産流通総室水田畑作課長 生産流通総室園芸課長 生産流通総室畜産課長 生産流通総室水産課長 森林林業総室林業振興課長
教育庁	学校教育総室学校生活健康課長
郡山市	保健福祉部 保健所長
いわき市	保健福祉部 保健所長

別表3 (第7条関係) ワーキング会議

部局等名	職名
別表2に掲げる部局等	福島県保健福祉部食品衛生課長及び別表2に掲げる課等に所属する主幹、副課長又は主任主査。 ただし、郡山市保健福祉部及びいわき市保健福祉部にあっては、生活衛生課長。

別表3 (第7条関係) ワーキング会議

部局等名	職名
別表2に掲げる部局等	別表2に掲げる課等に所属する主幹、副課長又は主任主査。 ただし、郡山市保健福祉部及びいわき市保健福祉部にあっては、生活衛生課長。